

Point 1 出前講座を受講してみませんか？

消費生活センターでは、消費者トラブルを未然に防ぐため、寸劇やビデオなどで最近のトラブル事例や日々変化する悪質業者の手法などについて、出前講座で紹介しています。

高齢者クラブなど10人単位の小さな集まりから、町内会・学校など100人単位の大きな団体でも受講できます。

出前講座を受講して対処法を知り、消費者トラブルに巻き込まれないようにしましょう。

申し込みは、消費生活センターへご連絡ください。



▲出前講座の様子

Point 2 困ったときの相談先は？

おかしいな、困ったなと思ったら、一人で悩まず早めにご相談ください。

早めの相談が、より良い解決につながります。

**鹿屋市消費生活センター
(鹿屋市役所2階)
☎ 0994-31-1169**

こんな相談ありました!!

市消費生活センターでは、市民の皆さんからの商品やサービス等についての苦情や問い合わせを受け付け、解決のための情報提供・助言・あっせんなどを行っています。

年々高齢者の皆さんからの相談が増加しており、平成24年度は60歳以上の人からの相談が全体の約45%を占めました。

相談内容を見ていくと、悪質業者の手法は年々巧妙になり、被害額は高額になっていることがわかります。

また、インターネットやスマートフォン等の普及により、10代〜20代の若年者からの相談も、増加傾向にあります。

高齢者の特殊詐欺をふくめ、見えない相手とのトラブルに巻き込まれると解決は困難を極めます。

今回は高齢者と若年者からの典型的な相談事例を2つ紹介し、今後定期的なトラブル事例を紹介していきます。

トラブル事例から悪質業者の手法・問題点を知り、消費者被害の未然防止に活用してください。

【問い合わせ】
市消費生活センター
☎ 0994-31-1169

相談 file 2

無料だと思って
オンラインゲームで遊
んでいたら、
高額な料金を請求さ
れた。

相談内容

子どものスマートフォン利用料として、クレジット会社から15万円の請求を受けた。

子どもに話を聞いたところ、「登録無料のオンラインゲームで遊んだ。ゲームを楽しむためにアイテムを手に入れたが、お金がかかるとは思ってなかった」と言っている。

支払わなければならないだろうか？
(保護者からの相談 当事者:12歳)

アドバイス

- 卒業や進学・進級の機会に、新規に携帯電話やスマートフォンを契約して、トラブルに巻き込まれることがあります。事前に家族で利用のルールをよく話し合っておきましょう。
- オンラインゲームでは最初の登録は無料でも、ゲームを有利に進めるための有料アイテムが用意されています。利用前に料金の仕組みを十分に確認しましょう。
- トラブルにあった時はあわてて支払いせず、家族や消費生活センターへ相談しましょう。



相談 file 1

注文していないのに
「健康食品を送る」と
電話がかかってきた。
断ったが、商品が送られて
こないか心配だ。

相談内容

突然、知らない業者から、「ご注文を受けた健康食品の準備ができましたので送ります。代金は4万円です」と電話があった。

「注文していない」と断ったが、業者は「3か月前に注文を受けた。録音もある。裁判にするぞ。」と脅した。

「申し込んだ覚えはない」と言って電話を切ったが、もし商品が送られてきたらどうすればよいか？
(相談者:70代女性)

アドバイス

- 注文した覚えがない場合は、「注文していない」とハッキリ断りましょう。
- 面倒なことに関わりたくないと、安易に承諾しないようにしましょう。
- 承諾していないのに商品が送りつけられた場合は、代金を支払う必要はありません。送り状の業者名・住所・電話番号などをメモし、受け取り拒否しましょう。
- 断りきれず承諾し商品を受け取った場合、8日間はクーリング・オフできます。また、クーリング・オフ期間を過ぎても解約できる場合があります。

